東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部
２０２２年７月１０日発行
第３７号（通巻第２２３号）
発行者：星山 圭　編集者：教育・広報部

点呼に間に合わない社員がいても時間は足りているとの考えを崩さず

申16号・新潟車両センター入出区車両における適正な労働時間の配置を求める申し入れ 団体交渉

新潟地本は6月21日、申16号・新潟車両センター入出区車両における適正な労働時間の配置を求める申し入れの団体交渉を行いました。

便回１５６３Ｍについて新潟車両センター入区の際に点呼時刻に間に合わない、余裕がないという社員・組合員の声が出されていることから、新潟車両センターにおける入区便乗・出区便乗に対する労働時間付与の考え方を質しました。

●新潟車両センターでの入区便乗・出区便乗に対する労働時間付与の考え方について

地本交渉団は、入区便乗・出区便乗において、「移動待ち2分」と「出入区時間3分」は含まれているか質しました。

支社側は、２０２２年３月改正で見直しをしたが、以前と考え方は変わっていないと回答しました。

また、上沼垂信号場に到着後、車両が入区で動いている時間に対して22分は含まれているのかを質すと、含まれていると回答しました。

移動待ち2分についてもモデル時間として指定していると答える一方で、詳細については控えるとして具体的な内容は明らかにしませんでした。

点呼箇所まで歩く時間について車両留置箇所は一番遠い場所からで算出しているのか問うと、支社側はその通りであると回答したものの、モデル時間として算出しているとして、一番遠い場所が具体的にどこなのか詳細は出せないとしました。

列車が上沼垂信号場に到着してから22分後が新潟車両センターでの到着点呼時刻であると説明した支社側に対して交渉団は、上沼垂信号場に到着後、入換開始まで15分停車しているので明らか間に合わないと指摘しました。

支社側は、会社として必要だと判断すれば時間を付加するが、総体的に見て足りているとの認識であるとの考えを示しました。

点呼時刻に間に合わないことから時間が足りていないと主張しましたが支社側は、モデル時間をオーバーすれば設定を考えるが会社として点呼時刻に間に合っていないとの認識にはなく、必要な時間は付与しているとの考えを繰り返しました。

●便回1563M新潟車両センター到着から点呼までの時間が僅少であることについて

交渉団は、到着点呼に間に合わせるために走っている乗務員もいる実態を示し、時間が僅少のため点呼に間に合わないことに対する支社側の認識を問いました。

支社側は、走っている社員がいることは認識していないとした上で、点呼時間に間に合わない場合は作業報告を出して頂きたいとの考えを示しました。

入区時刻の22時36分とは、どの地点に車両がいる時間なのかを質すと支社側は、ハッキリとは言えないが場所としては新潟車両センターの境界付近にいる時間だとしました。

交渉団は、36分にまだ境界付近にいて40分に到着、点呼時刻が44分であり、だから僅少だと言っていると主張しました。

その上で、到着から点呼まで4分で移動しなくてはならず、点呼場所から一番遠い箇所からであれば間にあわないと指摘しましたが支社側は、総体的に間に合っているとの認識を繰り返しました。

行路の計画上問題はないのかを質し、足りないという判断に至らなかったのかを問いましたが支社側は、総体的に見て足りていると判断しているとの考えを繰り返しました。

●点呼時刻に間に合わなかった件数について

点呼時刻に間に合わないときの勤務処理は労働時間Ｂを差し引いているのかを質すと支社側は、列車遅延によるものではないため差し引かれているかは判らないとして、考え方を含めて確認させてほしいとしました。

支社側は、点呼の遅れとして作業報告があがってきているのは数件でしかなく、決して多い件数ではないことから、総体的に見て時間は足りている認識であるとしました、

把握している作業報告書の件数を問うと支社側は、3月から5月までに新潟、新津、長岡の各運輸区で上がっているものがトータルで5件であるとしました。

新潟車両センターの台帳の確認はしていないとした支社側に対して交渉団は、台帳の確認を強く求めました。

回答内容次第で議論が必要になるとの認識から、第3項までで交渉を中断し、後日交渉を行うこととして交渉を終了しました。

第2回団体交渉

第3項の議論の途中で中断した申16号の団体交渉は、支社側の調査を待ち6月30日に第2回目の交渉を行いました。

支社側は、新潟車両センターの点呼簿を確認した結果として、確かに点呼時刻を過ぎて記入している乗務員はいたと回答し、本人が作業報告書を出さなければ作業実態は分からないとしました。

労働時間Ｂの扱いについては行路指定表に指定されていれば、点呼が遅れて作業報告書を提出した社員は、労働時間Ｂを差し引いた時間を超勤として処理をするとしました。

交渉団は点呼の実態として、時刻を記入してから報告や起床時間確認などしているため、点呼簿の記入時間だけでは実態が見えないと指摘し、正しい点呼の順番・方法は何かを質しました。

支社側は、考え方として点呼時刻までに点呼が全て終われば良く、遅れたのであれば作業報告書を自区所へ提出すれば良いとしました。

支社として僅少と認め、点呼時刻に遅れている社員がいる実態も把握しているにも関わらず「必要な労働時間は確保している」との回答を変更しない理由は何かを質しました。

支社側は、毎日、全てが遅れているわけではないため足りていないとの認識は無いと繰り返し、次の改正で他の方法も含めて考えていくとしました。

22分では間に合わない人もいると指摘すると支社側は、モデル時間であり個別の列車云々ではないとして、僅少かもしれないが、足りているという判断であると繰り返すにとどまりました。

◆　◆

2日間にわたる交渉を通じて支社側は、モデル時間であることを理由に時間設定の具体的な根拠を明らかにせず、時間が僅少であると把握しながらも作業報告の提出が少ないことを根拠に時間は足りているとの回答を繰り返すにとどまりました。

労働の実態に照らして安全でゆとりのある作業環境を実現するために、適正な労働時間の配置を求める取り組みを今後も進めていきます。